

官公需適格組合と在籍出向技術者の取扱いについて

集団

※官公需適格組合は
経済産業局(中小企業庁)が証明

官公需適格組合※ = 組合が元請として施工

【業許可あり・経審あり】

＝
在籍出向者を
監理技術者等として配置可能
(主任技術者)

＝
(組合員の従業員が工事に従事する場合は
組合への在籍出向等が必要)

○出向可

×下請不可

×下請不可

×下請不可

○下請可

(例: 組合が取得して
いない許可業種等)

組合員(同一都道府県内)

【業許可あり・経審なし】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

組合員

【業許可あり・経審あり】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

組合員

【業許可なし】

監理技術者
(主任技術者)

従業員

組合員以外

(組合に所属
していない企業)

×出向不可

×出向不可

【要件】

(1) 集団の要件

- 1) 集団が、一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること
- 2) 組合が、①建設業者であり、かつ②官公需適格組合であること
- 3) 集団を構成する組合員全てが、以下の全てを満たすこと
 - ①建設業者であり、②経営事項審査を受けておらず、③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること

(2) 施工時の要件

- 1) 施工方法が共同施工方式(各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式)であり、組合が組合員(集団に含まれない組合員を含む)と当該工事について下請契約を締結していないこと。
(※当該組合に属さない建設業者に下請契約することは差し支えない。)

※(1)については国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認を受けなければならない

※在籍出向者を監理技術者等として配置しない場合は、各要件は課されない